

日医発第 563 号 (保 126)  
平成 24 年 9 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉 義 武

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 24 年 8 月 28 日付け厚生労働省告示第 487 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。今回の改正は、薬事法の規定に基づき承認を得た新医薬品（6 成分 10 品目）を薬価基準の別表に第 12 部追補(8)として収載したものであります。

また、同日付け保医発 0828 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が下記のとおり示されております。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載を予定しております。

なお、今回、薬価基準に収載されたアキシチニブ（インライタ錠 1mg 及び同 5mg）に関連して、DPC 対象病院における費用の額の算定方法が一部改正されておりますが、詳細については平成 24 年 9 月 6 日付け（保 129）をご参照ください。

### 記

#### 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

レキップCR錠 2mg 及び同 8mg

ロピニロール塩酸塩製剤のパーキンソン病患者への使用に当たっては、原則としてロピニロール塩酸塩徐放性製剤（本製剤）を使用すること。

(添付資料)

1. 官報 (平 24. 8. 28 第 5873 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正について  
(平 24. 8. 28 保医発 0828 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長通知)

(参 考)

1. 薬価基準収載希望品目一覧表 (薬効分類別) 新医薬品



編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 出入国管理及び難民認定法第七十一条第一号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件 (法務三五〇)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 (同三五二)
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号の規定に基づき、監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法

二

- 第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件 (同三五二、三五五)
- 円借款の供与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件 (外務二九六)
- 円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件 (同二九七)
- 返納を命じた旅券を無効とする件 (同二九八)
- 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部を改正する件 (厚生労働四八七)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件 (同四八八)
- 厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名の一部を改正する件 (同四八九)
- 生産情報公表農産物の日本農林規格を確認する件 (農林水産二二二八)
- 生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 (同二二二九)
- 生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の一部を改正する件 (同二二三〇)
- 中小企業支援法第十一條第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件 (経済産業一八八)

六

- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五條第一項の規定に基づき登録の消除をした件 (同・八九)
- 電気事業法第八十九條の規定に基づき、登録調査機関の登録の更新をした件 (同・九〇)
- 高圧ガス保安法第三十五條第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件 (同・九二)
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件 (国土交通九二七)
- 特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法 (環境・三〇)
- 道路に関する件 (関東地方整備局三〇八)
- 登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件 (近畿地方整備局・六九一・一七二)
- 道路に関する件 (北海道開発局八七、八八)

五

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産 業 日本工業規格 (国土交通省)

外務省 財務省 最高裁判所

産 業

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について (厚生労働省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係、地方公共団体、教育職員免許状失効関係、会社その他、会社決算公告



3 (1) 借款は、ヨルダンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して既に行ったか又は行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる「生産物」という語は、この了解の中で用いるときはいつでも、資材を含む。

(2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができ

4 ヨルダン・ハシエミット王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がJICAの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除く）に従うべき国際競争入札の手続をなかつて定める。従って調達されることを確保する。

5 ヨルダン・ハシエミット王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してヨルダン・ハシエミット王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためヨルダン・ハシエミット王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7 ヨルダン・ハシエミット王国政府は、次のものを免除する。

(a) JICAについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してヨルダン・ハシエミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b) 供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してヨルダン・ハシエミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c) 供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してヨルダン・ハシエミット王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してヨルダン・ハシエミット王国において課される全ての財政課徴金及び租税

8 ヨルダン・ハシエミット王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 借款が適正にかつ計画のために使用されることを確保すること。

(b) 借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びヨルダン・ハシエミット王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9 ヨルダン・ハシエミット王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。

(a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はそれらに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をヨルダン・ハシエミット王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとする。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千一十二年八月十四日にアンマンにて

ヨルダン・ハシエミット王国 日本国特命全権大使 小菅洋一  
 計画・国際協力大臣 ジャアファル・アバッド・ハッサン閣下

(ヨルダン側書簡)  
 (訳文)  
 書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。  
 (日本側書簡)  
 本人は、更に、前記の了解をヨルダン・ハシエミット王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。  
 本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。  
 二千一十二年八月十四日にアンマンにて  
 ヨルダン・ハシエミット王国 計画・国際協力大臣 ジャアファル・アバッド・ハッサン

ヨルダン・ハシエミット王国駐在 日本国特命全権大使 小菅洋一閣下  
 ○外務省告示第二百九十八号  
 次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年八月八日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかつたので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。  
 平成二十四年八月二十八日 外務大臣 玄葉光一郎  
 失効年月日 発行人月日 旅券番号  
 平成24年8月8日 2008年9月9日 MS 4169385

○厚生労働省告示第四百八十七号  
 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価薬価基準（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。  
 平成二十四年八月二十八日 厚生労働大臣 小宮山洋子

品名	単位	薬価
(イ)		
インサニタ錠1mg	1mg1錠	2,006.20
インサニタ錠5mg	5mg1錠	9,094.40
(ウ)		
ケアラム錠25mg	25mg1錠	150.50
(ロ)		
ホルベック錠250mg	250mg1錠	150.50
(エ)		
テネリブ錠20mg	20mg1錠	207.70
(オ)		
レキソフCR錠2mg	2mg1錠	273.60
レキソフCR錠8mg	8mg1錠	941.40



〇厚生労働省告示第四百八十八号

品名	規格	単位	薬価
（二） ヒナックス皮下注用80mg ヒナックス皮下注用120mg	外 用 薬	80mg 1 瓶 120mg 1 瓶	23,693 29,126
（注） オキシン9.4gタービエンター28吸入		252µg1 キット（9 µg）	1,650.00

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者（平成二十四年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

別表に次のように加える。

34	スニチニオンプロピル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成二十四年八月二十四日に、薬事法第十四条第九項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに係る。）に係るものに限る。）	06007XXX97X3XX 06007XXX97X40X 06007XXX97X41X 06007XXX99X3XX
35	ソマトロピン（遺伝子組換え人当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成二十四年八月二十四日に、薬事法第十四条第九項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに係る。）に係るものに限る。）	06007XXX99X40X 06007XXX99X41X 100360XXXXXXXXXX

〇厚生労働省告示第四百八十九号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表17の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日  
厚生労働大臣 小宮山洋子

表の1506から1517までの項中	2あり	2あり
「 <b>スニチニオンプロピル酸塩</b> 」	「 <b>スニチニオンプロピル酸塩</b> 」	「 <b>スニチニオンプロピル酸塩</b> 」
「 <b>ソマトロピン</b> 」	「 <b>ソマトロピン</b> 」	「 <b>ソマトロピン</b> 」

〇農林水産省告示第二千二百二十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第九條において準用する同法第七條第一項の規定に基づき、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成十七年六月二十日農林水産省告示第千六百三十三号）を確認したので、同法第十一条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月二十八日  
農林水産大臣 郡司 彰

〇農林水産省告示第二千二百二十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第十九条第二項（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成十七年七月十九日農林水産省告示第千二百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日  
農林水産大臣 郡司 彰

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び北海道農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十四条第二項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第十九条の三第二項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の（一）の（三）の規定にかかわらず、平成二十五年一月二十一日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないこととができる。

〇農林水産省告示第二千三百三十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十三条（同法第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準（平成十七年七月十九日農林水産省告示第千二百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十八日  
農林水産大臣 郡司 彰

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び北海道農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附 則

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十五条第一項の認定を受けている農林物資の小分け業者（同項に規定する小分け業者をいう。）及び同法第十九条の四の認定を受けている農林物資の外国小分け業者（同法第十七条の二第一項第二号に規定する外国小分け業者をいう。）は、この告示による改正後の生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準の（一）の（六）の規定にかかわらず、平成二十五年十月三十一日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないこととができる。

〇経済産業省告示第百八十八号

中小企業支援法（昭和二十八年法律第四百七十四号）第一條第一項の規定に基づき、平成二十四年八月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第一七条の規定に基づき、公示する。

平成二十四年八月二十八日  
経済産業大臣 枝野 幸男

登録番号	氏名	登録番号	氏名
410263	三井 正	410264	細田 和宏
410265	波屋 隆	410266	西岡 玲里
410267	高木 直人	410268	中村 文彦







保医発0828第1号  
平成24年8月28日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）については、平成24年厚生労働省告示第487号をもって改正され、同日付で適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった新医薬品（内用薬7品目、注射薬2品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 127	3, 908	2, 477	27	15, 539

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

レキップCR錠2mg及び同8mg

ロピニロール塩酸塩製剤のパーキンソン病患者への使用に当たっては、原則としてロピニロール塩酸塩徐放性製剤（本製剤）を使用すること。

(参考)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 インライタ錠1mg	アキシチニブ	1mg1錠	2,006.20
2	内用薬 インライタ錠5mg	アキシチニブ	5mg1錠	9,094.40
3	内用薬 ケアラム錠25mg	イグラチモド	25mg1錠	150.50
4	内用薬 コルベット錠25mg	イグラチモド	25mg1錠	150.50
5	内用薬 テネリア錠20mg	テネリグリプチン臭化水素酸塩水和物	20mg1錠	207.70
6	内用薬 レキップCR錠2mg	ロピニロール塩酸塩	2mg1錠	273.60
7	内用薬 レキップCR錠8mg	ロピニロール塩酸塩	8mg1錠	941.40
8	注射薬 ゴナックス皮下注用80mg	デガレリクス酢酸塩	80mg1瓶	23,693
9	注射薬 ゴナックス皮下注用120mg	デガレリクス酢酸塩	120mg1瓶	29,126
10	外用薬 オーキシス9 $\mu$ gタービュヘイラー28吸入	ホルモテロールフマル酸塩水和物	252 $\mu$ g1キット(9 $\mu$ g)	1,660.00

## (参 考)

## 薬価基準収載品目一覧表（薬効分類別）新医薬品

〔内用薬〕

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
1	内116 レキップCR錠2mg レキップCR錠8mg (グラクソ・スミスクライン)	2mg1錠 8mg1錠	ロピニロール塩酸塩	通常、成人にはロピニロールとして1日1回2mgから始め、2週目に4mg/日とする。以後経過観察しながら、必要に応じ、2mg/日ずつ1週間以上の間隔で増量する。いずれの投与量の場合も1日1回経口投与する。 なお、年齢、症状により適宜増減するが、ロピニロールとして1日量16mgを超えないこととする。
(効能・効果) パーキンソン病				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
2	内396 テネリア錠20mg (田辺三菱製薬)	20mg1錠	テネリグリプチン臭化水素酸塩水和物	通常、成人にはテネリグリプチンとして20mgを1日1回経口投与する。 なお、効果不十分な場合には、経過を十分に観察しながら40mg1日1回に増量することができる。
(効能・効果) 2型糖尿病 ただし、下記のいずれかの治療で十分な効果が得られない場合に限る。 ① 食事療法、運動療法のみ ② 食事療法、運動療法に加えてスルホニルウレア系薬剤を使用 ③ 食事療法、運動療法に加えてチアゾリジン系薬剤を使用				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量
3	内399 コルベット錠25mg (富山化学工業) ケアラム錠25mg (エーザイ)	25mg1錠 25mg1錠	イグラチモド	通常、成人にはイグラチモドとして、1回25mgを1日1回朝食後に4週間以上経口投与し、それ以降、1回25mgを1日2回（朝食後、夕食後）に増量する。
(効能・効果) 関節リウマチ				

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
4	内429	インライタ錠1mg インライタ錠5mg (ファイザー)	1mg1錠 5mg1錠	アキシチニブ	通常、成人にはアキシチニブとして1回5mgを1日2回経口投与する。なお、患者の状態により適宜増減するが、1回10mg1日2回まで増量できる。
(効能・効果) 根治切除不能又は転移性の腎細胞癌					

〔注射薬〕

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
5	注249	ゴナックス皮下注用 80 mg ゴナックス皮下注用 120mg (アステラス製薬)	80mg1瓶 120mg1瓶	デガレリクス酢酸塩	通常、成人にはデガレリクスとして、初回は240mgを1カ所あたり120mgずつ腹部2カ所に皮下投与する。2回目以降は、初回投与4週間後より、デガレリクスとして80mgを維持用量とし、腹部1カ所に皮下投与し、4週間間隔で投与を繰り返す。 初回投与：1カ所あたり、本剤120mgバイアルに日本薬局方注射用水3.0mLを注入し、溶解後速やかに3.0mLを皮下投与する。(3.0mLで溶解することにより、40mg/mLとなる。) 2回目以降：本剤80mgバイアルに日本薬局方注射用水4.2mLを注入し、溶解後速やかに4.0mLを皮下投与する。(4.2mLで溶解することにより、20mg/mLとなる。)
(効能・効果) 前立腺癌					

〔外用薬〕

薬効分類	銘柄名（会社名）	規格単位	成分名	用法・用量	
6	外225	オーキシス9 $\mu$ gタービュヘイラー28吸入 (アストラゼネカ)	9 $\mu$ g28吸入1キット	ホルモテロールフマル酸塩水和物	通常、成人には1回1吸入（ホルモテロールフマル酸塩水和物として9 $\mu$ g）を1日2回吸入投与する。
(効能・効果) 慢性閉塞性肺疾患（慢性気管支炎、肺気腫）の気道閉塞性障害に基づく諸症状の緩解					